

11-4
心

前文

志保野也氏

この委員会規則試案は通学中の縣を對象として考へたもので、第一面教育長講習會受講者第一組の全員三十三名、二面スパーンハート、五十名、頭兩講師の指導の下に共同研究したるの結果である。

委員会規則は委員会の權限や運営に關して法令に規定のないすべての範圍にわたつて定めらるべきものである。法令に示された以外のものは、すべてこの規則を基としてその機能と發揮する極めて重要なものである。それだけにこの規則の作製は短時日にその完全を期すること、難の業である。我々も今まで何等の知識も経験もなすなかつた。我が國においては尚更のこと、之は言へば言はらざるを得ない。この試案も、このとよ不完全なものであつて、幾多の缺點や不備、或は無理な所のあることは止むを得ないことである。が、委員会の存足に當つて少くも参考をさればと考へて、これとを刷り付し、希望の方を分つことと、此の試案は特に左記の意圖の下に作製したものであることと付記し、即諒承を乞はう次第である。

一、本試案は日教育委員会の所管に属する事務の基本的事項を總括的に網羅し、教育関係者及び社會公衆に、教育委員会所管事務の全貌を明示するものとして作製する方針を取った。従つて、關係法令と本規則との間の條文の重複は前者は根據を示すものとして、後者はこれに基く事務を示すものとして、これを避けないこととした。又本規則中にも重複する條文があるが、これもその異なる場合に、前後参照の類を避けるためである。

二、本試案は米國に於ける教育委員会及び教育制度並びにわが國における現実的事情に基づいて研究討議して得た総合的成果である。現實に即しては、同時に、理想的な意圖の下に作成された進歩的なものと云ふ事

増田

か出来る。従つて、註解を付ける暇を得ずの長が、多教條
文の表面又は裏面を、米國における模範的事例が見出
されるであらう。

三、教育委員会制度を完成する。ためには、實際問題に関
する今後の研究を待たざるべし。ところの少くも、本試案分
ちには、教育委員会制度の完成に向う方向と予想して作
製された條文の採用されている（特に財源部分）例へば
地方自治法と教育委員会法とを比較対照すると、地方
公共団体各機関と教育委員会との間、職務権限の
区分が、不明の箇所が尠見されるのであるが、この場合
には、地方公営団体の長及び議会の権限も並重しなから
教育委員会の自主性を最大限まで認める方針を取ら
ることにした。なおわれくの研究は、これだけ教育委員会
がその責任を完全に負すためには、担任事務について規定する
法令の解釈といふより明確にする必要も、或は法令の補足又は
改正を必要とするもの多きは、思われるが、今後の解
決に待たず、これらの案については、主として、行政
事務官と協議の上、諸方面の研究に資する。この致して理想
案を制作することにしたい。

四、本試案は教育委員会制度に関する研究のいは、副
産物として作成されたものである。本試案の一つ一つの條項は
極めて簡單ではあるが、その背後に、かゝられた研究を、
或は参考書の上で、或は討論に際して、廣汎複雑な問題
にわたって検討されてゐる。本試案も参考資料供されるも
当り、全章も通覽して、研究の跡を察知していただきたい
ならば、われく同一の最も章とするところである。

昭和二十三年十二月

附記

一 指導者

R. G. バーンハート 女史

第一三回教育長講習会 米人講師

教育財政、學校建築担当

ミンガン州バトルリクス市教育委員会

スペンアルサビス課長兼調査課長

五十嵐 顯氏

第一三回教育長講習会 日本側講師

文部省教育研究所 所員

二 共同研究者

氏名(五十音順) 在任都道府縣

赤坂 靜也

安達 新手

板垣 將成

伊藤 正

上田 馨

内田 茂

梅津 正雄

遠藤 直

大柴 衛

小野 雄三

久保井 時雄

小師 卯三郎

佐藤 勝梅

重成 哲

杉原 大夫

杉村 盛茂

関根 恒作

神奈川

宮城

島根

青森

千葉

北海道

秋田

東京

大阪

静岡

廣島

新潟

福島

岡山

福井

高知

岐阜

田村 富雄 郎

田村 遂

寺島 貫三郎

富岡 貫一

中川 新吾

中森 英太郎

納富 善六

平口 正雄

福本 肇次

本田 益夫

水上 敏男

溝田 義道

村上 正行

山中 峻

吉岡 莊助

渡辺 九郎治

東京

群馬

長野

群馬

兵庫

奈良

佐賀

京都

岐阜

香川

能本

滋賀

福島

北海道

茨城

三重

以上 三十三名

縣教育委員會規則 (第一グループ案)

第一章 總則

(名稱位置)

第一條 本委員會を縣教育委員會と稱し、事務局を縣廳内に置く。

(權限)

第二條 本委員會は教育委員會法(以下法と稱する)に基く權限を有する。

(目的)

第三條 本委員會は日本國憲法及び教育基本法其精神を基き、教育が不当な支配を服する事なく國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであると言ふ自覺のもとに公正な民意により本縣其實情に即して教育行政を行ひ教育本来の目的を達成することを目的とする。

(運営)

第四條 本委員會は運営については法令に別段の定めがある場合の外本規則によるものとする。

第二章 委員會

第一節 會議

(會議の種類)

第五條 本委員會は會議は年次定例会、月次定例会臨時会とする。

(年次定例会)

第六條 年次定例会は毎年十一月一日午後一時開催する。但し、十一月

一日が日曜日又は国の定めたる休日となる時はその翌日とする。

本定例会に於ては委員長、副委員長の決定及びその他

會議運営に必要なる事項の決定を行う。

(月次定例会)

第七條 月次定例会は毎月一回開催する。本委員會は主要な事務は

本定例会に於て行う。

(臨時会)

第八條 臨時会は必要がある場合に召集する。臨時会は法第三十四條

に規定する場合の外教育長から請求があった場合にも招集する事が出来る。この場合も同条第三項以下に準じてその手續をとるものとする。

(委員長、副委員長の選挙)

第九條 年次定例会における委員長、副委員長の選挙は先ず

假議長と定の假議長は委員長の選挙を主宰する。

委員長の選挙は無記名投票により行い有 投票に

最多数を得たものを委員長とする。得票数が同じである時は

くちで定める。委員長は副委員長の選挙を主宰しその方法は

委員長の選挙の方法に準ずる。

第十條

委員長又は副委員長がその任期中において欠けた時は次の

会議において新たる委員長又は副委員長を選挙決

定しなければならぬ。但し両者共に欠けた時は会議は教

育長の招集し選挙の方法は前條に準じて行う。

(委員長及び副委員長の辞職)

第十一條 委員長及び副委員長は公選を得ない場合その任期中にお

いて辞職する事が出来る。但しこの場合は委員会に届

け出でその承認を得なければならぬ。

(会議の運営)

第十二條 本委員会会議は原則として 縣廳内教育委員会会

議室において開催する。

第十三條 本委員会会議の運営は別に定める本委員会の会議

規則による。会議の傍聴人はつては別に傍聴人規則と

定める。

第二節 委員会任務

第十四條 本委員会は立法精神を基く会議制の管理執行機関

である。教育、学術及び文化に関するすべての計畫を

決定する。各委員は本規則第十七條による委員を除く

外個人としてはその権限を有しない。

第十五條 本委員会は教育長の助言と推薦により左の事項を

決定する。

一、教育機関の設置、廃止、運営及び管理に関する事。

二、

- 2. 学校教育並びに社会教育の内容及び方法に関する事。
 - 3. 教育関係の人事に関する事。
 - 4. 教育予算及び其の他の財務に関する事。
 - 5. 教育の調査統計及び報告に関する事。
 - 6. 諸規則の制定又は改廃に関する事。
 - 7. その他教育の計画及び実施に関する事。
- 但し本規則第三十三條の規定する事務についてはこれを教育長の専決執行を委任し次の会議においてその報告を受けしものとする。

(委員長の仕事)

第十六條 委員長は法に定められたる任務の外本委員会規則本委員会各議規則及び本委員会傍聴人規則に定められたる任務を行ふ。但し委員長は他の委員と同じく討議及び議決に参加する。

(本委員会の代表権)

第十七條 本委員会は左の場合に会議の決定より一名又は数名の委員を本委員会の代表権を委任する。

1. 縣知事より本委員会に代表者の出席を求められた場合。
2. 縣議会、市議会、町議会、本委員会に代表者の出席を求められた場合。
3. 各種団体等より本委員会の代表者の出席を求められた場合。
4. 本委員会に關する代表的声明をなす必要がある場合。
5. その他必要と認められる場合。

(特別委員会)

第十八條 本委員会は特殊の事項の研究調査のため特別委員会を設ける事ができる。特別委員会に委員は委員長がこれを委嘱する。委員長及び教育長はすべての特別委員会に委員となるものとする。

第十九條 特別委員会は任務を終了したときは解散する。この場合解散後の最初の定例会はその結果を報告しなければならない。

(請願)

第二十條 教育上の問題について縣長又は縣民より組織されてある団体は本委員会に対し請願することが出来る。

前項を請願としてやうとする個人又は團體の代表者は文書によつてこれを行ひ、署名捺印の上本委員会の委員の紹介により教育長の提出しなければならぬ。

第三章 教育長其任務

第三十條 教育長は教育委員会の指揮監督を受け委員会に所掌より掌するすべし教育事務を掌理し、事務局職員を指揮監督し、校長、教員及びその他の教育関係職員を指導并監督する。

- 第三十一條 教育長は左の政項のついで委員会に対し、部下職員に協力し、より助言及び推薦をなし、或は原案を作成して提出し、たゞなければならぬ。
- 1. 学校その他の教育機関の設置及び廢止に関する事。
 - 2. 校舍その他建物及び警備保全の計畫及びその実施の指導に関する事。
 - 3. 高等学校その他教育機関の運営管理に関する事。
 - 4. 児童生徒の就學に関する事。
 - 5. 教科内容の決定及びその取扱ひに関する事。
 - 6. 教科用圖書の選擇及び檢定に関する事。
 - 7. 事務局職員、校長、教員その他教育関係職員に任免、給與等其人事に関する事。
 - 8. 教育職員に免許狀の発行に関する事。
 - 9. 校長、教員に研修に関する事。
 - 10. 教育関係職員に組織する労働組合及び教育職員に組織する各種研究團體に関する事。
 - 11. 教員その他設備の整備計畫に関する事。
 - 12. 社会教育の実施、運営に関する事。
 - 13. 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。
 - 14. 教育事務に関する契約に関する事。
 - 15. 高等學校の通學区域の設定及び変更に関する事。

- 16. 地方教育委員会との連合協議会に関する事。
- 17. 諸規則の制定改廃に関する事。
- 18. その他重要な教育事務。

第三十條

教育長は委員会の委任を受け、関係部課の協力により左の事項を執行する。但し事後、於て委員会に報告しなければならぬ。

- 1. 予算の執行に関する事。
- 2. 無償又は金額十万円以下の教育事務に関する契約に関する事。
- 3. 特急を要する人事に関する事。
- 4. 臨時職員、兼任職員、雇傭人の任免、雇傭等に関する事。
- 5. 事務局職員その他教育関係職員の出張に関する事。
- 6. 教育事務の執行に関し、学校その他教育機関及び各種団体との連絡に関する事。
- 7. 校長会、研究会等の開催に関する事。
- 8. 指導主事の行う指導助言に関する事。
- 9. 教育評価に関する事。
- 10. 証書及び公文書の接受、保管、発送に関する事。
- 11. 報告文書の作成に関する事。
- 12. 教育の調査及び統計に関する事。
- 13. 学校その他教育施設の資材配給に関する事。
- 14. 学校衛生に関する事。
- 15. 学校給食に関する事。
- 16. 運動資材の斡旋配給に関する事。
- 17. 高等学校の學則に関する事。
- 18. 地方委員会に対し技術的専門的を助言及び指導と與へる事。
- 19. 社会公衆に対する教育的関心と理解の高揚に関する事。
- 20. 各部課に属する日常の教育事務の執行に関する事。
- 21. その他輕易な教育事務。

第三十條 委員会よりおいて處理すべき事項で急施と要する事項が
発生した場合、教育長は委員会より代りて處理する事が出来る。
但し、この場合處理すべき事項は次の会議よりおいてその承諾を
求めなければならぬ。

第三十一條 教育長は委員会よりおいて決定した教育計畫を基として予
算の原案を作成して委員会より提出しなければならぬ。

第三十二條 教育長は毎年六月末日まで前年度の歳入歳出に
関する決算書を作成し委員会より提出しなければなら
ぬ。

第三十三條 教育長は毎年四月と十月の二回委員会より対し予算の
執行状況及び教育事務執行の概要を以つて文書を以つて
報告しなければならぬ。

第三十四條 教育長は常々委員会の会議より出席し、以つて其發言の
機会を與へられなければならない。

第三十五條 教育長は必要ある場合よりおいて事務局職員、進子校
長、教員その他適當と認めざる者を以つて組織する諮問
機関を設けることができる。

第四章 事務局

第一節 事務局の組織及び運営

第三十六條 教育委員会事務局に庶務課、教職員課、調査統計課、
指導課、社会教育課、保健厚生課を置き、各地方事務所の
区域毎に事務局より出張所（又は分室）を置く。

第三十七條 課の左の係を置く。

庶務課

庶務係、財務係、施設係、文書係

教職員課

人事係、給與係、教員資格係、福利厚生係

調査統計課

調査係、統計係、弘報係

指導課

教材研究係、指導係、研修係、進子生活動係

社会教育課

成人教育課、文化係、出版資料係

保健厚生課

保健係、体育係、生徒厚生係

出張所（又は分室）

庶務係 指導係

第三十條 課の課長を置き、係の係長を置く。

課長は教育長の命を受け、その課の事務を掌理する。係長は課長の命を受け、その係の事務を掌理する。

第三十一條 出張所（又は分室）に出張所長（又は分室主任）を置く。

出張所長（又は分室主任）は教育長の命を受け、各課長の助言をもち、その出張所の事務を掌理する。

第三十二條 事務局は事務處理については別に定める処務規程による。

第二節 事務局は事務分掌

第三十三條 庶務課におおは左の事務を掌理する。

庶務係

1. 委員会に關すること
 2. 規則の制定改廃に關すること
 3. 教育法人に關する事
 4. 課内各係に連絡に關すること
 5. 教育事務の爲の契約に關すること
 6. 渉外事務に關すること
 7. 他の課及び課内、他の係に屬しない事務に關すること。
- 財務係

1. 委員会の新掌に係る予算に關すること。

2. 教育目的のための基本財産及び積立金の設置管理及び処分に關すること

3. 授業料その他教育に關する使用料及び手数料に關すること。

4. 教育事務のための地方債に關すること。

5. 私立学校災害復旧費交付金に關すること。

施設係

- 1. 学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 2. 学校その他教育機関の運営及び管理に関すること。
- 3. 学校その他教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の普繕保全の計画及びその実施の指導に関すること。

文書係

- 4. 簿記用資材の割当配給に関すること。
- 1. 委員会印その他公印の管掌に関すること。
- 2. 文書及び收受発送に関すること。
- 3. 図書及び記録の編集保存に関すること。

第三十條 教職員課において左の事務を掌する。人事課

- 1. 事務局職員及び教育関係職員の内免、分限懲戒、服務その他人事に関すること。
- 2. 教員その他教育機関の職員の組織する労働組合の関すること。

給與係

- 1. 事務局職員及び教育関係職員の請給興に関すること。
- 2. 事務局職員及び教育関係職員の内給及び退職手当に関すること。

教員資格係

教育職員の資格検定及び免許状に関すること。

福利厚生係

事務局職員及び教育関係職員の共済組合その他福利厚生事業を掌すること。

第三十條

調査統計課においては左の事務を掌する。

調査係

- 1. 教育の計画、実施及び指導に必要なる事項の調査に関すること。
- 2. 高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

3. 教育資料の収集整理、供覧等に関すること。
 4. 教育資料の編集出版に関すること。
 5. 児童生徒の就学及び出席の調査に関すること。
- 統計係

1. 調査係において行った調査を基く教育統計に関すること。
2. 教育の調査統計機関及び縣調査課との連絡に関すること。

弘報係

1. 調査統計の結果の活用に関すること。
2. 新聞雑誌その他報道機関との連絡に関すること。
3. 調査統計に関する教育の普及及び指導に関すること。
4. 委員会内部における調査統計事務の調整連絡に関すること。
5. 他の係に属しない事務に関する事。

第三十八條 指導課においては左の事務を掌する。

教材研究係

1. 教科課程及び教科内容の研究指導に関すること。
 2. 教科用圖書の検定、採択その他圖書に関すること。
 3. 通信教育に関すること。
- 指導係

1. 幼稚園保育の指導助言に関すること。
 2. 小中学校教育の指導助言に関すること。
 3. 中学校教育の指導助言に関すること。
 4. 高等学校教育の指導助言に関すること。
 5. 各種専門学校教育の指導助言に関すること。
 6. 私立学校教育の指導助言に関すること。
 7. 特殊教育の指導助言に関すること。
 8. 児童生徒の就学奨励、進級、卒業等に関すること。
 9. 他の係に属しない事務に関すること。
- 研修係
1. 教育職員の内職教育その他資質向上に関すること。
 2. 教育研究所に関すること。

3. 進学生活動係

校友会その他児童、生徒の自治的活動の指導に関する事。

第三十九條 社会教育課においては左の事務を掌る。

成人教育係

1. 公民教育及び勤労者教育に関する事。
2. 婦人及び青少年の団体の指導に関する事。
3. 社会教育関係団体に関する事。
4. 学校開放教育に関する事。
5. 父母と先生の会に関する事。
6. 縣及び市嘱託に一般の啓発宣傳に関する事。
7. 社会教育法人に関する事。
8. 他の係に属しき事務に関する事。

文化係

1. 圖書館、博物館、公民館その他社会教育施設に関する事。
2. 演劇、映画その他一般の藝能教育に関する事。
3. 国宝及び重要美術品に関する事。
4. 史蹟、名勝、天然記念物に関する事。
5. 宗教に関する事。

出版資料係

1. 視覚、聴覚教育その他社会教育資料収集、出版に関する事。
2. 社会教育に関する展示資料に関する事。

第四十條 保健厚生課においては左の事務を掌る。

保健係

1. 児童、生徒及び教育職員に保健衛生に関する事。
2. 健康教育に関する事。

体育係

1. 社会体育運動に関する事。
2. 体育施設に関する事。

進学生係

1. 学校給食指導に関する事。
2. 育英会その他児童、生徒の福利厚生に関する事。

- 3. 他の係に属しない事務に関すること。
- 第四十條 事務局出張所(又は分室)においては左の事務を掌する。
 1. 委員会共所掌にかゝる予算の收支に関すること。
 2. 教育調査及び報告に関すること。
 3. 児童生徒の就学に関すること。
 4. 学校教育に関すること。
 5. 社会教育に関すること。
 6. 地方教育委員会と其連絡に関すること。

(備考)

1. 教育長室を設けた場合は庶務課、庶務係所掌のもの、教育委員会に関すること」と一つのこととして同課の文書係及び調査統計課の弘報係(こしう企画係とすべきか)と共にこゝに入れろ。
- 又、大府縣においては庶務課、教職員課と庶務部(管理部)に調査統計課及び指導課と指導部に社会教育課及び保健厚生課と社会教育部とあるか又は文部省案のよう保健厚生と独立させて四部制としてそれぞれ必要な課を設けるのが適当であらう。
3. 教職員課を独立させよ。場合は庶務課を統合する。
4. 保健厚生課を独立させよ。場合は保健係及び生徒厚生係は指導課、体育係は社会教育課に入れる。
5. 事務局の出張所に関する規程は別にこれを作るのも一法であらう。
6. 要するに事務局の機構は各縣の事情によつて異なるとあるから、第五組において收集作成された全国、都道府縣の表を参照せられたい。

第五章 学校教育

第四十一條 本委員会に於ては、各学校を設置する。
 学校名、種別、所在地
 右学校の通学区域及び学年、學級別定員は別表の通りとする。

第四十三條 高等学校教育法施行規則第四十四條第三項の学期は左の通り定める。

第一学期 四月一日より 八月末日まで

第二学期 九月一日より 十二月末日まで

第三学期 翌年一月一日より 三月末日まで

第四十四條 高等学校教育法施行規則第四十七條第三項の休業日は左の通り定める。

1. 夏季 月 日より 月 日まで 日間

2. 冬季 月 日より 月 日まで 日間

3. 学年末 月 日より 月 日まで 日間

4. 農繁期 日以内(その実施期日は校長において決定し 教育長に届出る)

5. (其の他)

第四十五條 高等学校において備えなければならぬ表簿及びその他の書類の形式は別にこれを定める。

第四十六條 校長は所属(教)職員を指導監督し 学校運営の責任者と一し左の事項を掌る。

1. 学級編成に関する事。

2. 教科課程の作製及びそれ指導に関する事。

3. 教職員の事務分掌に関する事。

4. 児童生徒及び教職員に保健衛生に関する事。

5. 児童生徒の出席の督勵に関する事。

6. 校地、校舎及び物品の管理に関する事。

7. 学校の清潔整頓に関する事。

8. 表簿類の整備及び報告書の提出に関する事。

9. 服務規程及び事務規程の作製に関する事。

10. 保護者及び地域社会との連絡に関する事。

11. その他高等学校運営に必要なる事項。

第四十七條 校長及び教職員の欠勤及び管外旅行については左の通りとする。

1. 校長は七日以上、教職員は一月以上欠勤する場合は、教育長に届け出る。

2. 校長の管外旅行はあらかじめの教育長に願出をしなければならぬ。

3. その他の場合については校長において専決することができる。

第四八條 児童生徒の管外旅行及び宿泊を要する旅行を行う場合、校長は事前左の事項を具して教育長に申請しなければならぬ。

日時、行先、目的、学年及び参加人員、指導職員、全費、不参加者数及びその処置

第四九條 児童が災害その他非常の事故を生じた場合は、校長は速かに教育長に報告をしなければならぬ。

第五十條 児童生徒の賞罰については学校において規程を定めなければならぬ。

前項より賞罰を行った場合、校長は教育長に報告するものとする。

第五十一條 教科用圖書の検定及び採擇については特別委員会を設ける。

第五十二條 高等学校の學則は委員会において各校別に定める。前項の學則中に記載する事項は概ね高等学校教育法旅行規則第三條に準ずる。

第五十三條 高等学校の入学に関する規程は別にこれを定める。

第五十四條 教育委員会法第四十九條第十五号の校長、教員その他教育職員研修に関する事項は別にこれを定める。

第六章 社会教育

第五十五條 社会教育に必要な施設の設置及び廢止並びに事業の運営及管理については、法令に別段の定めがある場合の外、本規則によるものとする。

第五十六條 本委員会左の社会教育機関を設置する。

名稱 所在地

第五十條 前條に掲げた各機関の運営管理並びにその使用に
関しては別に規程を定める。

第五十一條 前條の各機関の長は、所属職員を指揮監督し、経
営の責任者として左の事項を掌する。

1. 事業計画書並びに運営方針に関すること。
 2. 職員の仕事命令等に関すること。
 3. 服務規程及び事務規程の作製に関すること。
 4. 敷地、建造物及び物件の管理、保全に関すること。
 5. 表簿類の整備及び報告書の提出に関すること。
 6. 経理に関すること。
- その他経営に必要なる事項。

第五十二條 本規則第四十七條及び第四十九條は社会教育機関
の長及び職員にこれを準用する。

第五十三條 本委員会は教育長の推薦により社会教育委員を
委嘱すること及びやる。

第五十四條 右委員の職務、任期その他必要事項は別にこれを定める。
第五十五條 本委員会は公民館の設置及び公民館運営委員会に
ついてその基準を定めるものとする。

第五十六條 本委員会は法人の設置する公民館の設置、廃止
及び設置者の変更等について認可する。

第五十七條 本委員会は、社会教育関係法人の認可及び監督を
行う。

第五十八條 本委員会は、講習会の開催等により、社会教育関係指
導者を養成すること及びやる。

第五十九條 本委員会は資料の出版、展示又は視覚聴覚教
育等の方法により、社会公衆に対する啓発宣傳に努
めるものとする。

第六十條 本委員会は社会教育の振興をはかるため必要に應
じ他の教育委員会、地方公共団体又は民間団体と
緊密に連絡提携して資料の交換施設の利用及び
連絡協議会の開催等を行うものとする。

第七章 人事

第六十七條 本委員会事務局、学校その他の教育機関に必要な職員の設定は條例に定めるところによる。

雇傭員並びに臨時職員については豫算外範圍内において本委員会がこれを處理する。

第六十八條 本委員会事務局、学校その他の教育機関の職員は任免は教育長の助言と推薦によりこれを行ふ。

第六十九條 本委員会は教育長及び専門的教育職員を選考し、任用候補者名簿を作成する。

任用候補者名簿に記載する事項は別子これを定める。

第七十條 教育長は選考任命は、その任用候補者名簿に記載されたものの中から、本委員会がこれを行ふ。

第七十一條 専門的教育職員の任命は、その任用候補者名簿に記載されたものの中から、教育長の選考推薦により本委員会がこれを行ふ。

第七十二條 学校その他の教育機関の長並びに職員を選考及び任用は第六十九條及び第七十一條の規定に準ずる。
又、学校その他の教育機関に職員の任用については、関係機関の長の意見を求めなければならぬ。

第七十三條 左の人事に関しては教育長がこれを専決する。
但し、事後に於て委員会がこれを報告しなければならぬ。

1. 助教諭に任免
2. (三級) 職員の病氣、退職及び休職
3. 臨時職員及び兼任職員の任免
4. 特子急を要する職員の任免
5. 雇傭員の採用解職

第七十四條 職員の昇任は従前の勤務実績に基く教育長の選考により本委員会がこれを行ふ。

第七十五條 校長、教員及び事務職員の職階別試験、給與能

分限、懲戒、保章、服務その他身分取扱ひに關しは、
当分官吏に關する規定を準用する。

第七十六條 事務局職員に給與、旅費支給は別段の定めあり。

ものの外本縣吏員の給與に關する規定並に旅費規
定を準用する。

第七十七條 教育長は官吏の分限に關する規定の適用を受けない。

第七十八條 官吏分限令の準用する事務局職員の懲戒、
委員は官吏高等懲戒委員会又は官吏普通懲戒委

員会がこれを處理するものとする。

第七十九條 職員に分限並に懲戒の審査要求は本委員会が

これを行う。

(但し二級以上のものは文部大臣を経由する。)

第八十條 教員の資格検定に關する規定は別にこれを定める。

第八十一條 校長及び教員の評價を行う場合は別に規程を

定める。

第八十二條 校長及び教員の任免、給與等の人事に關し必要あり

場合は地方委員会と連合して協議会を開催する。

(備考) 一級二級等々級別の必要がなくなるときは()

内の字句を削除する。

第八章 財務

第一節 財産及び營造物

第八十三條 本委員会は別に定める規則により教育目的の爲の財

産の取得、管理及び處分並びに營造物の設置、管理

及び處分に関する事務を担当する。

本委員会は教育目的のための財産の取得及び處分

並に營造物の設置及び處分に關し議会の議決を

経るための議案の原案を知事を送付する。

第八四條 本委員会は教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分につき、議会の議決を経るための議案の原案を知事を送付する。

第八五條 本委員会は教育上必要と認められた時は、議会の議決を経てその区域外に營造物を設け、又は他の地方公共団体の財産又は營造物を使用するため法令で定められた措置を講ずることが出来る。

第八六條 (地方自治法第二百十條、二百十一條参照) 本委員会は教育上必要と認められた時は、議会の議決を経て歳入歳出予算をもちて定めるものと除く外、本委員会に職務権限に属する範囲内において、あるたゞ義務の負担とし、負担附寄附又は贈與を受け及び權利を放棄する措置を講ずることが出来る。

第八七條 (地方自治法第九十六條、第八号参照) 本委員会はその所掌に係る財産を蘇有財産臺帳に登録し、その抄本を保管する。

第八八條 本委員会の管理する財産又は營造物は宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對してその利用を供することが出来る。
(地方自治法第二百十二條参照)

第二節 収入及び支出

第八九條 本委員会に地方債並に授業料その他教育に関する使用料及び手数料に関する議会の議決と得るため、議案の原案を知事を送付する。

第九〇條 授業料その他教育に関する使用料及び手数料の徴収に関する事務は條例により、本委員会がこれと担当する。

(地方自治法第二百十六條参照)

第九一條 本委員会は非常災害の復旧のため必要がある時、その他特別の必要がある時は、議会の議決を経て夫現品と

賦課徴収するための地方自治法第二百十八條に定められた措置を講ずることができ、

(地方自治法第二百十條参照)

第九十條 本委員会は、予算内の支出をするための一時の借入を必要とするときは、知事に対しその措置を要求する事を出せらる。

(地方自治法第二百二十七條参照)

第九十三條 本委員会は寄附を受けることが出来る。

寄附金はその会計年度の歳入予算并に計上し、その便途を明らかにする措置を講ずる。

第九十五條 本委員会は宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し公金を支出し、事が出来な

(地方自治法第二百三十條参照)

第九十四條 本委員会は配当を受け、予算の範囲内におき、出納長に支出を命令する。

第九十五條 本委員会は収入及び支出の命令を教育長に委任する。

第九十六條 本委員会は事務局職員として現金支拂いを行は

るため、地方自治法施行令第五百十二條及至第五百十二條に掲げるもの外、必要があるときは、議会の議決を経て、資金前渡、概算拂、又は前金拂をすること出来る。

(地方自治法施行令第五百十三條参照)

第九十七條 教育委員委員に対する報酬及び費用弁償の額及び支給方法と定める條例の制定又は改廢のため、本委員会は議案の原案を、知事に送付する。

第九十八條 本委員会は、事務局職員の定数と定める條例の制定又は改廢のため、議案の原案を、知事に送付する。

第九十九條 本委員会は法律又は政令に別段の定めがある場合の外、校長、教員及び学校の事務職員、の定数と定める條例の制定又は改廢のため、議案の原案を、知事に送付する。

第三節 予算

第百條 本委員会は毎会計年度教育計画を基として、住民の教育費負担の均衡及び總予算中における教育予算の妥当な割合と考慮して歳入歳出の見積りをする。書類を複製し、これを知事へ送付する。

第百一條 本委員会は議会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

本委員会は議会の議決を経て、一会計年度中の一定期間内における暫定予算と調製することが出来る。

(地方自治法第百三十五條参照)

第百二條 本委員会の所掌に係る事業で教年を期して経費と支出すべきものは、その年期限各年度の支出金額を定め、継続費として予算に計上することが出来る。

第百三條 本委員会は予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費の使用を請求することが出来る。

(地方自治法第百三十七條参照)

第百四條 本委員会はその所掌に係る予算の要領と告示する。

第百五條 知事へ送付する、次年度歳入歳出見積り書は月の定例会の上程し、委員会はこれを決定の上、月日までに知事へ送付するものとする。

第百六條 教育長は次年度歳入歳出見積原案を複製し、これに説明書及び参考資料を添付し、これと上程する一箇月前に各委員へ送付しなければならない。教育長の提出した前項原案に本委員会が修正を加へる必要を認めるときは、教育長は修正案の複製を当らなければならない。

第百七條 次年度歳入歳出見積り書について知事又は議会から説明を求められた時は、第十七條の規定による代表者及び教育長が説明する。

第百八條 本委員会の送付した歳入歳出見積りに対し知事は總額及びそのみ減額することが出来るものとする。

第百九條 予算の執行は会議において決定し、実施計画は従つて行はなければならぬ。実施計画は原則として当初予算に基き、各年度と四半期を以て分りて決定し、その経費、予定額と出納長に通告する。教育長は既決の実施計画に従て予算の執行に当り、定例会その経過を報告し、会計書類を供覧し、附し、委員会の承認を受け、ものとす。

第百十條 年度の途中において実施計画に重大な変更を加へ又は予算の追加更正を必要とするに至つたときは、教育長は定例会又は臨時会の招集を求め、これを報告すると共に、実施計画改正案又は追加更正案の上程をはかるものとす。

第百十一條 本委員会は、学校その他の教育機関に対し年度の始の予算を割当配当する。

第四節 会計及び監査

第百十二條 教育委員会の出納その他の会計事務は出納長の指導監督のもとに出納員がこれに當る。出納長及び出納員は教育委員会の職員として併任することかである。

授業料、圖書閲覧料その他の使用料又は手数料の徴収を担当する学校その他の教育機関の職員はこれを出納員に併任することかである。

第百十三條 教育委員会の会計規程及び物品会計規程は法令に從ひ、関係條例に準拠し、別にこれを定める。

第百十四條 本委員会は毎年一回以上事務局及び学校その他の教育機関の会計検査及び備品検査を実施する。

第百十五條 本委員会は毎年三回以上予算の使用状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金、現在の高、地、財政に関する事項を説明する文書を作成し、これと住民の公表する。

(地方自治法第二百四十四條第一項)

第九章 建造物及び施設

第一節 建築

第百十六條 校舎その他の教育施設の建築は、高等学校設置基準法、建築物に関する文部省訓令その他の関係法規による。

第百十七條 敷地の設定、建築の設計及び工事の指導は、教育長の助言により、本委員会がこれを行う。

第二節 管理、及び保全

第百十八條 校舎その他の建造物の管理、保全の計画及び実施の指導は、教育長の助言により、本委員会がこれを行う。

第百十九條 高等学校その他の教育機関の長は、その機関の建設物の保全に注意し、その状況につき、毎年度末に委員に報告しなければならぬ。但し、急を要する場合は、速かに報告しなければならぬ。

第三節 使用の許可

第百二十條 高等学校その他の教育機関の長は、その機関の施設を使用したい旨の申出があつたとき、その機関の業務に支障なく、且、第八十八條に該當しない場合は、その使用を許可することが出来る。

但し、別項使用に関する規程があるときは、これによるものとする。

3. 使用期間が連続して一週間以上わたるときは、使用者はその機関の長を全て委員会に願出でなければならぬ。

第百二十一條 前条により使用を許可した場合、使用料を徴収することが出来る。

使用料の徴収については、別項これを定める。

第十章 公印

第百二十二條 本委員会の委員会印及びその他の公印については、別に定める規程によるものとする。

第十一章 公告

第百二十三條 本委員会が定める諸規則並に会議の招集は

〇〇縣公報に登載することと以て公告式とする。

第百二十四條 本委員会が定める諸規則には、その規則なること、

及び公布年月日を明記し、本委員会を名するよりこれを公布する。

第百二十五條 本委員会諸規則は、特に施行の期日を規定する。

もの外、公布の日から起算して七月を以てこれを施行する。

第十二章 附則

第百二十六條 議会の議決を以て執行すべき事件は、つては

本委員会において議案の原案を採択し、これを

知事に送付するものとす。

第百二十七條 本規則並びに附屬規程は、その規定による事項

については、その間、従前の例によるものとす。

第百二十八條 本規則は、必要に応じて改正することができる。

之、前項の改正については、在任委員の過半数の同意を得なければならぬ。

第百二十九條 本規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月二十二日

スズ